

鹿児島市行政改革大綱

平成 22 年 3 月

鹿児島市

目 次

1	これまでの取り組み	1
2	本市を取り巻く行財政環境の変化	4
(1)	少子高齢社会・人口減少社会の到来	4
(2)	厳しさを増す行財政環境	5
(3)	地方分権と都市間競争の進展	7
(4)	行政サービスの担い手の多様化	8
3	行政改革の目標	9
	親切で無駄のない市役所の構築 ～市民とのパートナーシップを礎に～	
(1)	市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供	10
(2)	透明性を高めた無駄のない効率的で効果的な行財政運営	10
(3)	市民力の向上を支援し、市民との協働による行政運営	11
4	推進体制、推進期間	12
(1)	推進体制	12
(2)	推進期間	12
5	重点取組事項	13
(1)	市民に優しい質の高い行政サービスの提供	13
(2)	職員の意識改革と人材育成	15
(3)	スピード感を持った効果的な行財政運営の推進	17
(4)	民間力のさらなる活用	20
(5)	市民との協働の推進	21
(6)	社会貢献活動の充実	22
	【用語解説】	24

1 これまでの取り組み

本市は、これまで、昭和 61 年度以降、四次にわたり行政改革大綱を策定し、昭和 61 年 8 月に策定した第一次大綱では、「変化への対応」、「効率的な行財政運営」、「職員の意識高揚と能力開発」を、平成 7 年 12 月に策定した第二次大綱では、「地方分権への対応」、「市民参加の市政の推進」、「効率的な行政運営の推進」を、平成 13 年 12 月に策定した第三次大綱では、「分権時代に対応した独自性、自立性の向上」、「市民が主役の市政の推進」、「新しい時代にふさわしい行政システムの構築」、「効率的で効果的な行政運営の推進」を、平成 18 年 3 月に策定した第四次大綱では、「市民の立場に立った行政運営の推進」、「スリムで機動的な行政運営の推進」、「市民生活や社会に優しい行政運営の推進」を目標として掲げ、組織機構の見直しや職員定数の適正化、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革など、積極的に行政改革を進め、社会情勢や市民ニーズの変化に対応した効率的で効果的な行政運営を推進してきました。

第四次の「鹿児島市行政改革大綱」及び「鹿児島市行政改革実施計画」においては、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間を推進期間とし、「市民の目線からの市民サービスの提供」などを重点取組事項として掲げ、114 項目に取り組み、概ね計画どおりに実施することができました。

主な取組実績としては、コールセンターの開設や住民異動シーズンにおける窓口の開設時間の延長、窓口アンケート調査に基づくサービス改善や民間企業での職員研修の実施に取り組みました。

また、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入などに取り組むとともに、職員定数を 180 人削減することにより、約 11 億 8,700 万円、事務事業の整理統合により約 11 億 7,600 万円の経費を節減したほか、市債の年度末残高

を約 154 億 4,500 万円減額しました。

さらに、外部有識者等による行政評価の実施や、NPO等に対する助成・支援、職員の地域活動やボランティア活動への参加の促進のほか、本市が一つの事業所として、その行政活動により与える環境負荷の低減等にも、積極的に取り組んだところです。

これら市政全般にわたる行政改革により、行政サービスの向上と効率性の高い行政運営の推進を図りました。

平成 16 年 11 月の 1 市 5 町の合併後、スケールメリットを活かした組織体制や業務の見直しを進める一方、地域まちづくり会議などを通じて住民意見を施策へ反映させるとともに、市民相互の交流を促進するなど、新生鹿児島市の速やかな一体化と均衡ある発展に取り組み、一定の成果をあげたところです。

今後も、将来にわたり質の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、本市を取り巻く行財政環境の変化に柔軟かつ的確に対応していくため、これまでの行政改革大綱の考え方を継承しながら、行財政運営の一層の簡素・効率化を図っていく必要があります。

【参考：本市の行政改革の取組経過】

■ 第一次行政改革大綱（推進期間：昭和 61～63 年度）

（主な取り組み）

- ・ 文書ファイリングシステムの導入
- ・ 庁舎夜間警備、駐車場整理業務の委託
- ・ 住民基本台帳事務の電算化
- ・ ワープロ、パソコンの導入 など

■ 第二次行政改革大綱（推進期間：平成 8～10 年度）

（主な取り組み）

- ・ 市税の前納報奨金制度の見直し
- ・ 行政手続条例の制定
- ・ し尿処理業務の見直し
- ・ 高齢層職員の昇給停止 など

■ 第三次行政改革大綱（推進期間：平成 14～16 年度）

（主な取り組み）

- ・ 食肉センターの民営化
- ・ パソコンの 1 人 1 台配置
- ・ 電子申請サービスの開始
- ・ 市民参画条例の制定
- ・ 行政評価システムの導入 など

■ 第四次行政改革大綱（推進期間：平成 18～20 年度）

（主な取り組み）

- ・ コールセンターの開設
- ・ 住民異動シーズンにおける窓口の開設時間延長
- ・ 指定管理者制度の導入
- ・ 適正な定員管理
- ・ N P O 等市民活動の促進 など

2 本市を取り巻く行財政環境の変化

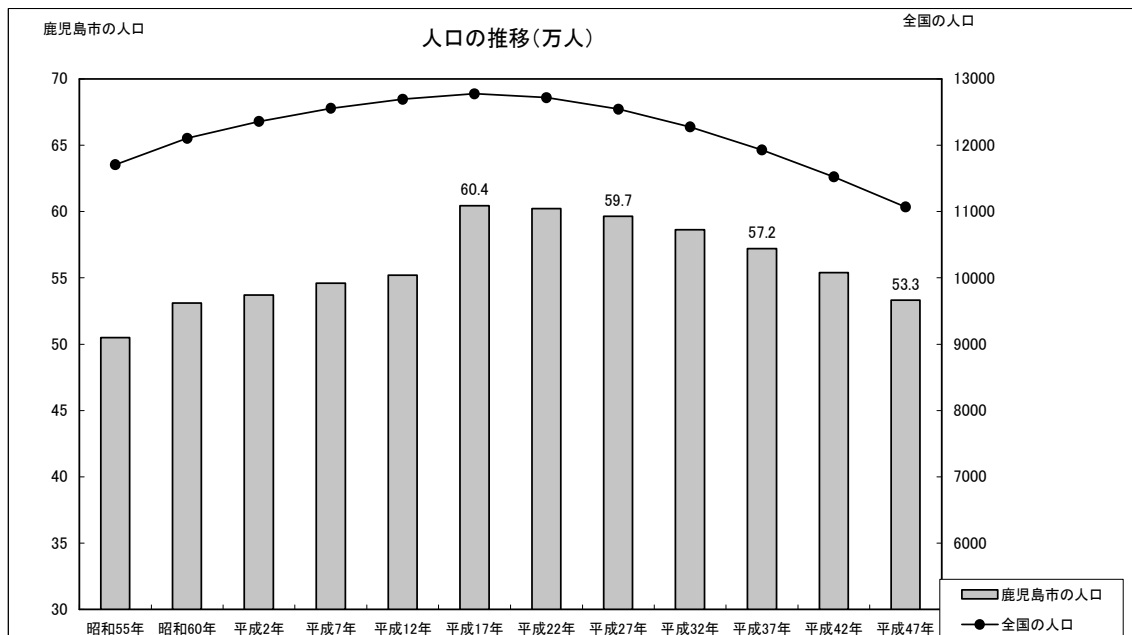
本市を取り巻く行財政環境は、少子高齢社会・人口減少社会の到来、厳しさを増す行財政環境、地方分権と都市間競争の進展、行政サービスの担い手の多様化など、大きく変化してきました。

(1) 少子高齢社会・人口減少社会の到来

我が国は、少子高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しています。また、平成 17 年に人口減少局面に入り、今後、本格的な人口減少社会になることが見込まれています。

本市においても、今後急速に少子高齢化が進行し、平成 20 年 12 月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、平成 17 年の約 60 万 4 千人の水準をピークに減少し、平成 47 年には、平成 17 年よりも約 71,000 人（約 11.8%）減少するものと推計されています（図 1 参照）。

(図 1)



※平成 17 年までは、国勢調査による。平成 22 年以降は、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の推計（全国の人口は平成 18 年 12 月推計、鹿児島市の人口は平成 20 年 12 月推計）による。

※平成 12 年までは合併前の鹿児島市の人口、平成 17 年以降は、合併後の鹿児島市の人口。

また、老年人口（65歳以上）の割合が年々高まる一方、年少人口（15歳未満）の割合は年々低下し、平成47年には、老年人口の割合は32.1%、年少人口の割合は10.4%になるものと推計されています（図2参照）。

こうした人口構造の変化や人口減少に伴い、生産年齢人口の減少による労働力の低下や医療費、社会保障に係る経費の増大などが懸念されています。

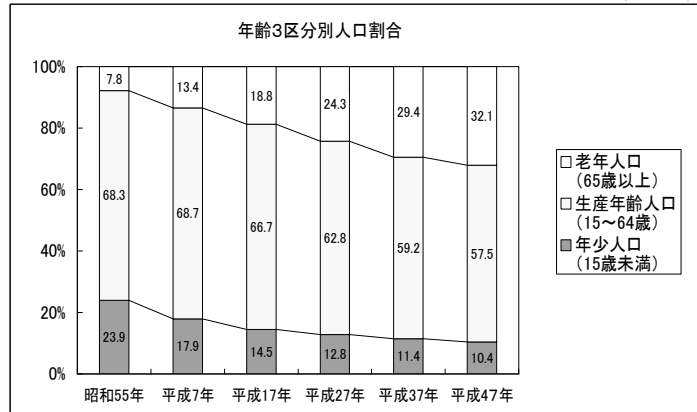
このような中、将来にわたる持続可能な財政基盤の維持はもとより、女性や高齢者を含めたすべての人が、持てる能力を十分に発揮できる環境の整備や、交流人口の増加を図る取り組みなどが求められています。

(2) 厳しさを増す行財政環境

国においては、平成16年度から平成18年度にかけて、地方分権の推進と国、地方を通じた財政の健全化を目的として、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の移譲、③地方交付税の一体的な見直しからなる、いわゆる「三位一体の改革」を行いました。

これにより、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を含めた我が国全体の地方交付税総額は、平成16年度から平成18年度の3か年で約5.1兆円削減されました。

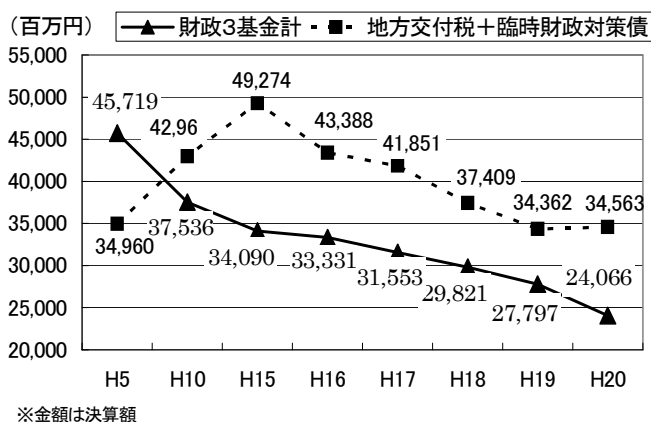
このため、多くの地方公共団体で歳入が大幅に減少し、財政状況は厳しさを増してきています。



※平成17年までは、国勢調査による。平成22年以降は、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の推計（全国の人口は平成18年12月推計、鹿児島市の人口は平成20年12月推計）による。
 ※平成12年までは合併前の鹿児島市の人口、平成17年以降は、合併後の鹿児島市の人口。

本市においても、この期間に約 119 億円、平成 20 年度までに約 147 億円もの地方交付税が減額されました。税源移譲や税制改正等に伴う市税等の増収だけでは、この減額分を賄うことができず、基金の取り崩しなどにより歳入不足を補っているという状況にあります。本市の財政 3 基金の残高は年々減少傾向にあり、平成 20 年度末時点でピーク時（平成 5 年度）の半分程度にまで減っています（図 3 参照）。

(図 3)



一方、歳出面では、高齢化の急速な進行などにより社会保障費である扶助費が増加の一途をたどり、これに人件費と公債費を加えた義務的経費は、平成 20 年度決算で歳出全体の 2 分の 1 以上を占めており（図 4 参照）、平成 10 年度と比較すると、全体の構成比で約 10 ポイント増加しています。

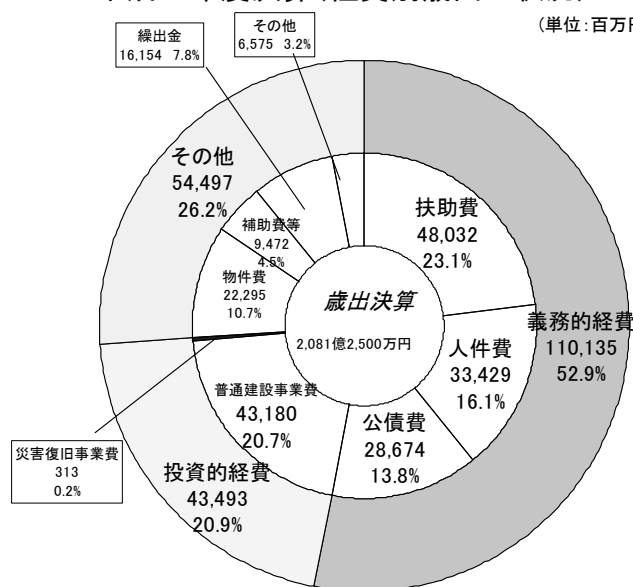
(図 4)

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 15 年度に 79.0%であったものが平成 20 年度には 91.2%にまで上昇し、全国的な傾向とはいえ、財政の硬直化が進行しています。

さらに、平成 19 年 6 月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、一般会計等だけでなく地方公営企業等

平成20年度決算(性質別歳出の状況)

(単位:百万円)



を加えた連結実質赤字比率や、出資団体等まで含めたストック指標である将来負担比率などの新たな財政指標に基づき、財政の早期健全化や再生を図る新たな制度が導入されるなど、地方公共団体には財政規律がさらに強く求められてきています。

(3) 地方分権と都市間競争の進展

地方分権改革推進法に基づき、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性や自立性を高めるための議論が進められてきました。

これまで出された地方分権改革推進委員会による勧告では、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点からも地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の面も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において条例を制定し、行政を実施する仕組みを構築することが必要であるとしています。

また、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行うとともに、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財源の充実確保策を実現する観点に立ち、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討し、分権型社会に整合的な地方税財政制度を構築しなければならないとしています。

さらに、国においては、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、地域主権戦略会議が設置されたところです。

こうした地方分権改革の進展を見据え、本市にあっても、さらに政策形成能力と財政力を高め、自らの判断と責任において、多様化、高度化する行政課題に対し、主体的かつ積極的に取り組むことが求められてい

ます。

そして、この地方分権の進展に伴い、各都市が魅力的なまちづくりを競い合う都市間競争の時代を迎えていることから、本市の特性を最大限に活かした施策の展開を図り、都市としての総合力を高めていくことが重要です。

(4) 行政サービスの担い手の多様化

市民の価値観、ライフスタイルなどが多様化する中で、市民ニーズは今後も多様化、高度化することが見込まれます。しかし、今後これらすべてに行政だけで対応していくことは、財政上の要因などからも限界があると考えられます。また、行政による均一のサービスでは必ずしも市民ニーズに的確に対応できない状況も生じてきます。

一方、市民ニーズにきめ細やかなサービスを提供するNPOの活動や、民間のノウハウを活かして公の施設の管理運営を行う指定管理者など、公共の分野において、NPOや住民団体、企業など様々な主体がサービスの担い手として活躍する領域を広げています。

こうした中、行政サービスの提供のあり方については、効率性やサービス向上といった観点から、時代に即応した柔軟な見直しが求められているところであり、行政として果たすべき役割と責任を明確にしながら、これら多様な主体と連携・協働し、行政サービスの充実を図っていくことが求められています。

3 行政改革の目標

親切で無駄のない市役所の構築

～市民とのパートナーシップを礎に～

本格的な少子高齢社会の到来など、社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの多様化等に加え、世界的な景気後退による地域経済や雇用情勢への影響、環境に対する意識の高まりなどにより、行政サービスへのニーズは多様化、高度化しています。

また、地方分権が一層進展し、都市間競争が激化する中においては、本市は自己決定・自己責任を基本として、行政運営を支える財政力と自治能力をさらに高めていくことが求められています。

さらに、行政サービスの担い手は多様化し、これらの主体が先進的に取り組む仕組みが広がっていることから、これら多様な主体との連携・協働により、成果重視の質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

一方、高齢化の進行に伴う社会保障経費等の増大や先行き不透明な景気動向を踏まえると、本市の財政状況は今後一層厳しさを増すものと予測されます。このような状況にあって、行財政運営の一層の効率化に取り組み、引き続き財政規律を維持しながら、市民生活の安心感を高める分野や本市の発展につながる戦略的な分野に財源を重点的に配分し、市民福祉の向上と地域特性を活かした魅力と活力あふれるまちづくりを進めていく必要があります。

これらを踏まえ、「市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供」、「透明性を高めた無駄のない効率的で効果的な行財政運営」、「市民力の向上を支援し、市民との協働による行政運営」により、親切で無駄のない市

役所の構築に向けて、市の全ての組織、職員が一丸となって取り組んでいきます。

(1) 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供

行政サービスについては、市民が主役の市政を推進する観点から、市民本位のサービス提供が求められます。このため、さまざまな手段や機会を通じて、市民ニーズの的確な把握に努め、市民にとって必要性の高い、利用しやすいサービスをより効率的、効果的に提供できるよう、絶えず改善、改革を行い、行政サービスの質の向上に取り組めます。

さらに、環境への率先した取り組み等により、市民生活や社会に優しい行政運営を推進します。

(2) 透明性を高めた無駄のない効率的で効果的な行財政運営

職員の一層の資質向上や能力の開発を進めるとともに、時代に即応した組織・機構を構築し、本市を取り巻く環境の変化や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応します。

P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより、コストや成果を重視した事業の見直しを進めるとともに、将来の本市の発展を見据えた経営的かつ戦略的な視点から、限られた財源の重点的、効率的配分を徹底し、無駄のない効率的で効果的な行財政運営を推進します。

また、市民への情報の公開、情報の共有を進める中で、財政状況についても情報をわかりやすく積極的に開示し、行財政運営の透明性を高めます。

さらに、自己決定・自己責任による分権型行政を進めるうえで必要な財源を確保するため、市税等の市債権の徴収対策の強化や受益者負担の適正化を図るなど、自主財源の確保に努めるとともに、税源移譲等による地方税財源の充実・確保を国に対して要請します。

(3) 市民力の向上を支援し、市民との協働による行政運営

市民の市政に対する関心や参画意識の高まりを踏まえ、市民が主役の市政の推進のため、市民との情報の共有を図るとともに、計画策定や事業実施等における市民参画の一層の推進を図ります。

また、市民や市民団体等による自主的・主体的な地域課題の解決に向けた取り組みが広がってきていることから、こうした市民力の向上を図るため、市民や地域団体、NPOなどに対し、その活動が一層活発になるよう引き続き支援を行い、その力を最大限に活用して、市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら相互に補完し協力する、協働のまちづくりを進めます。

とりわけ行政運営については、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化等を踏まえ、絶えず見直しを行い、事業実施の最適な主体、手法を選択するとともに、さまざまな分野での市民協働を積極的に推進し、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応していきます。

4 推進体制、推進期間

(1) 推進体制

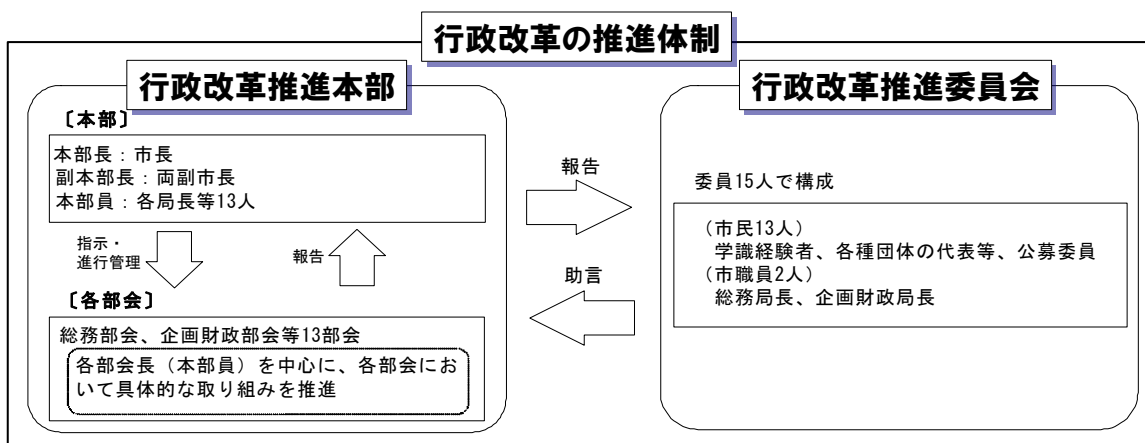
本大綱に基づく行政改革の取り組みを着実に推進していくため、行政改革の推進体制を整えるとともに、実施計画を策定し、年次的に取り組んでいきます。

行政改革の進行管理は、市長を本部長とする鹿児島市行政改革推進本部が担うこととし、同推進本部の構成メンバーである本部員は、同時に各部会の部会長として、担当部署における行政改革に取り組めます。

なお、実施計画については、数値目標の設定に努め、P D C Aサイクルにより、着実に計画を推進していきます。

また、毎年度の行政改革の推進状況については、定期的に鹿児島市行政改革推進委員会に報告し、各面から助言を受けるとともに、ホームページ等でも公表し、市民の意見を行政改革の取り組みに活かします。

さらに、毎年度の進捗状況や環境変化に的確に対応し、適宜、実施内容の見直しを行います。



(2) 推進期間

行政改革大綱及び行政改革実施計画の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

5 重点取組事項

(1) 市民に優しい質の高い行政サービスの提供

社会経済情勢の変化や多様化、高度化する市民ニーズを的確に把握し、市民にとって便利で利用しやすく、質の高い行政サービスの提供に努めます。また、情報通信技術を積極的に活用して、さらに利便性の高い行政サービスを提供します。

◇ 市民の立場に立った便利で利用しやすい行政サービスの提供

住民異動シーズンにおける窓口の開設時間延長や休日の窓口開設を拡充するとともに、関連する諸手続きを基本的に一つの窓口で完結できるワンストップ窓口の設置に取り組み、窓口を利用する際のさらなる手続きの簡素化、迅速化を進めるなど、市民の立場に立った便利で利用しやすい行政サービスを提供します。

◇ 情報通信技術を積極的に活用した行政サービスの提供

情報通信技術を積極的に活用して、市税の電子申告の導入など、手続きがインターネットを通じて、いつでもできるシステムを整備し、利便性の向上を図ります。

◇ 効果的な市政情報の発信と市民ニーズの的確な把握

市民の市政に対する理解を深めるとともに、様々な施策についてその成果を一層向上させるためには、それらの情報を必要な方に、分かりやすく、タイムリーに伝えることが必要です。広報紙「市民のひろば」やテレビ、ラジオのほか、多様な広報媒体を活用し、情報を伝える対象者に合わせた、効果的な広報に努めていきます。特に、高齢者などへ必要

な情報をしっかりと届けることができるよう、広報のあり方の工夫や情報を得やすい環境を整えていきます。

また、各種アンケート調査を効果的に実施するとともに、「市長とふれあいトーク」や「まちかどコメンテーター」などを活用し、的確な市民ニーズの把握に努め、市民の要望や意見を行政サービスに活かしていきます。

◇ 支所機能の充実

地域の身近な行政サービス拠点である支所について、「支所機能充実プラン」を策定し、効率性の観点を踏まえつつ、地域住民のニーズに迅速に対応できる体制の強化や、地域振興・地域支援機能の強化など、支所機能のさらなる充実を図ります。

(2) 職員の意識改革と人材育成

職員の意識改革を推進し、これまで以上に柔軟な発想で改革に積極的に取り組むとともに、地方分権時代の市政運営を担う、高い資質と能力を備えた職員を育成します。

◇ 職員の意識改革

職員一人ひとりが本市を取り巻く環境の変化を敏感に捉え、高い目的意識と創意工夫で改革・改善に継続して取り組むよう、職員研修等の充実を図り、組織全体の意識改革を進めます。

また、一層多様化、高度化する行政課題に対して、専門的な経験や視点から対処するため、多様な経験をもつ人材や専門分野に精通した人材など、外部の人材を積極的に活用し、新しい視点や手法を吸収することによって、職員の意識改革を推進します。

◇ 職員の能力が十分に発揮できる体制の構築

職員の能力や特性の把握に努め、能力と実績を適切に反映させる人事・給与制度や、新規プロジェクトに携るスタッフを庁内公募する人事制度等を導入するとともに、職員の健康管理の充実を図り、職員の意欲、能力が十分に発揮できる体制づくりを進めます。

◇ 地方分権時代の市政運営を担う職員の育成

地方分権の進展により、地方公共団体は、自己決定、自己責任の原則のもと、多様化、高度化する行政課題に主体的に対応していくことが求められています。

このため、世界的な環境問題や急速に進む少子高齢化・人口減少への対応、都市間競争などを見据えた交流人口の増加施策などを積極的に推

進するために必要な政策立案能力や専門的能力の向上、関係機関や市民、大学、NPO等と連携・協働して、より効果的に施策を展開していくための対外折衝能力やコミュニケーション能力の向上など、地方分権時代の市政運営を担う、高い目的意識と資質を備えた職員の育成に取り組みます。

(3) スピード感を持った効果的な行財政運営の推進

限られた財源の中で、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、将来にわたり持続可能な財政基盤を維持するとともに、市民に必要なサービスを効率的かつ効果的に提供する、スピード感を持った行財政運営を推進します。

◇ 時代に即応した組織・機構等の構築

組織・機構については、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに即応した施策を効率的かつ効果的に展開できるよう不断の見直しを行い、戦略的な組織・機構を構築し、行政課題に柔軟かつ積極的に対応していきます。

支所については、地域に密着した市民ニーズに迅速に対応できるよう体制を強化します。

◇ 成果重視による事務事業の見直し

行政の役割の範囲を見極め、行政が担うべき分野においては迅速な対応を行っていくとともに、効果や必要性の低下している事務事業については、改善、廃止、縮小するなど、時宜を失しない見直しに努めます。

見直しにあたっては、行政評価も活用し、成果や費用対効果の検証に努め、事務事業の改善等に積極的に取り組みます。

◇ 電子市役所のさらなる推進

今日の情報通信技術の進歩はめざましく、行政サービスの向上と業務の効率化、省力化に大きく寄与することから、費用対効果を十分検証しながら、その積極的な活用を図ります。

また、既存のシステム全体について、全庁的な観点から再構築し、一

層の信頼性や安全性を確保するとともに、業務の効率化と運用コストの縮減を図ります。

◇ 既存施設の長寿命化と市有財産の有効活用

市が所有する建築物や橋梁等について、適切な維持補修等の実施により長寿命化を図り、将来にわたる全体の維持更新費用の軽減につなげます。

あわせて、全庁的な視点から市有財産の有効かつ効率的な利活用を図り、行政サービスの向上と効率的な財政運営を推進します。

◇ 自主財源の確保

将来にわたり市民が必要とするサービスを確実に提供していくためには、市税等の収入確保が不可欠です。税収を確保し、市民負担の公正・公平性を確保するため、市税等の市債権の徴収対策を強化していきます。

また、使用料、手数料について、受益者負担の適正化の観点から改めて検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、広告収入の確保や未利用地の売却などにより自主財源の確保に努めます。

◇ 健全財政の維持

本市の財政状況については、一段と厳しくなるものと予測されますが、今後においても、真に必要なサービスを確実に実施するとともに、質の高い行政サービスを提供していくために、引き続き健全な財政を維持していきます。

事務事業の徹底した見直し等による経費の節減・合理化を図るとともに、国・県支出金や良質な市債の活用による特定財源の確保に努めます。

また、市債の発行の抑制及び繰上償還により市債残高を抑制するほか、

基金積立を図るとともに、本市の財政状況についての情報をわかりやすく積極的に開示していきます。

(4) 民間力のさらなる活用

公共的なサービスについては、行政だけでなく民間も参入して公的な役割を担っている分野もあり、市民ニーズが増大する中で、行政と民間それぞれの役割と責任を明確にしながら、サービスの安全性や継続性を確保したうえで、民間力のさらなる活用を推進します。

今後は、産学との連携や交流を通じて、業務遂行力の向上を図ります。

◇ 民間委託等の推進

事務事業のうち、市が直営で行うよりも、民間の能力を活かした方がサービス向上や経費の節減が図れるものについては、行政責任の確保に留意しながら積極的に民間委託等を推進します。

また、民間との連携・協力等を通じて、事務事業の一層の効率化を図るとともに行政サービスの向上を図ります。

◇ 指定管理者制度の効果的な運用

公の施設については、113 施設において指定管理者制度を導入していますが、その効果を検証するとともに、施設の設置目的や性質を勘案しながら、引き続き同制度の効果的な導入を検討します。

さらに、本市がこれまでに蓄積したノウハウを活かして、適切なモニタリングや指導を行うことにより、民間の能力をより有効に活用し、利用者サービスの向上と管理経費の節減を図ります。

(5) 市民との協働の推進

地域の特性を活かした市民主体のまちづくりを進めるためには、市民の知恵や力を市政に活かしていくことが重要です。

また、市民の価値観やニーズの変化に伴い、より多様な行政サービスが求められてきていますが、財政的な制約があることはもとより、行政だけでは画一的なサービスになりがちであり、必ずしも効果的な対応ができていない状況も生じています。

このようなことから、市民参画を一層推進するとともに、市民団体等との協働による取り組みを進め、市民ニーズに即した、よりきめ細かい行政サービスを実施していきます。

◇ 市民との協働の推進

市民が主役の市政を推進するため、計画策定や事業実施等における市民参画を一層推進します。

また、ボランティアやNPO等の活動団体に対して、その自主性・自立性を尊重しながら、それぞれの責任や役割を分担したうえで、連携・協働を一層進め、多様化、高度化する市民ニーズや地域課題に効果的に対応していきます。

◇ 市民との情報共有の推進

市民が市政に参画し、協働によるまちづくりを推進していくためには、市民と行政との信頼関係を高めることが必要です。

市民にわかりやすい情報提供や情報公開を積極的に行うことにより、市民との情報共有を進め、市民の市政への参画意識の高揚や参画しやすい環境づくりに取り組みます。

(6) 社会貢献活動の充実

豊かで活力ある地域社会の実現のためには、地域社会を構成する市民や市民団体、企業などが、地域の安全や福祉、環境などの課題について、それぞれの立場や役割に応じて自発的に活動することが求められていることから、市役所も地域社会の一員として社会貢献活動を推進します。

その活動を通じて、市民の立場に立った考え方を醸成し、市民が主役のまちづくりに活かしていきます。

◇ 地球環境問題への積極的な取り組みの推進

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、今や世界全体で対応すべき極めて重要な課題となっており、本市では市民・事業者との連携・協働のもと、みどりあふれる地球にやさしい環境リーディングシティ鹿児島の実現を目指し、積極的に環境施策を展開しています。

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、人と自然が共生する環境を次の世代に継承していくことは、私たちの責務です。

市役所も、大規模な事業活動の実施主体であり、大量に資源やエネルギーを使用していることから、自ら事業者、消費者としての立場で温室効果ガス排出の大幅な削減を図るため、太陽光発電など新エネルギーや電気自動車をはじめとする低公害車等の導入を進めるとともに、職員一人ひとりの省エネ・省資源への取り組み等を強化していきます。

◇ 地域活動やボランティア活動への参加

地域活動やボランティア活動への理解を深めるための事例紹介や研修を実施するとともに、ボランティア休暇の取得促進や社会貢献活動で顕著な功績があった職員を表彰するなど、職員の社会貢献活動の支援体制

を充実します。

今後とも、町内会活動や災害時要援護者の避難支援ボランティアなど、職員の地域活動等への参加を促進し、温かい心でともに支え合い、暮らしやすい地域社会づくりを推進します。

【用語解説（50音順）】

【一般財源と特定財源】

一般財源は、その用途が特定されず、地方公共団体の裁量によって、どのような経費にも使用できる財源で、地方税や地方交付税などがある。特定財源は、その用途が特定されている財源で、国庫支出金や地方債などがある。

【NPO】

Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

【公の施設】

住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設（公園、体育館、文化センター、図書館、美術館等）。

【基準財政需要額】

各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに次の算式によって算定したものの合算額。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の数値} \times \text{補正係数}$$

【基準財政収入額】

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を以下の方法で算定した額。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{自動車重量譲与税等}$$

【行政評価】

政策、施策、事務事業について、事前、実施中または事後に、一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度、成果を判定する手法。

【協働】

市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力すること。

【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源等（経常一般財源等）に占める割合。

【公債費】

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

【財政3基金】

本市において、年度間の財源の調整を図り、安定的な財政運営に資するために設けた次の3つの基金。

① 財政調整基金

各年度間の財源の調整を図り、市財政の健全な運営に資するための基金。

② 市債管理基金

市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するための基金。

③ 建設事業基金

大規模な市施設の整備事業又は公共用地取得事業の推進に資するための基金。

【三位一体の改革】

平成16年度から平成18年度までに行われた地方財政改革。国庫補助金改革、国から地方への税源移譲、地方交付税改革の3つが同時に行われた。

【自主財源】

地方公共団体が自主的に収入できる財源で、地方税、使用料及び手数料、財産収入などがある。

【指定管理者制度】

地方公共団体が、民間事業者等の団体を指定管理者として指定し、公の施設（スポーツ施設や社会福祉施設、文教施設など、住民の利用に供するために設置した施設）の管理をその指定管理者に包括的に委ねることによって、効率的な管理や利用者サービスの向上を図ろうとする制度。

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）】

地方公共団体の財政の健全性に関する指標である健全化判断比率等の公表の制度を設け、その比率に応じて、早期健全化計画等を策定する制度を定めることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする法律。平成21年4月1日から全部施行された。

（健全化判断比率）

① 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額が赤字の場合、当該赤字額が標準財政規模に占める割合。本市の場合、一般会計、土地区画整理事業清算特別会計、地域下水道事業特別会計、土地区画整理事業用地取得特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が対象となる。

② 連結実質赤字比率

一般会計及び企業会計を含めた全特別会計の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が赤字の場合、当該赤字額が標準財政規模に占める割合。

③ 実質公債費比率

地方債の元利償還金等から都市計画税等を控除した額が標準財政規模を基本とした額

に占める割合。

④ 将来負担比率

地方債現在高等の将来負担額から基金残高等を控除した額が標準財政規模を基本とした額に占める割合。

【地方交付税】

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

【標準財政規模】

標準的な状態で通常収入されるであろう地方公共団体の経常的一般財源の規模。

基準 財政 収入額	—	市町村民税所得割りにおける税源移譲相当額の25%	×	$\frac{100}{75}$	+	地方道路譲与税	+	地方道路譲与税
		特別とん譲与税				特別とん譲与税		
		石油ガス譲与税				石油ガス譲与税		
		自動車重量譲与税				自動車重量譲与税		
		航空機燃料譲与税				航空機燃料譲与税		
		交通安全対策特別交付金				交通安全対策特別交付金		
		地方特例交付金				地方特例交付金		
								普通交付税

【扶助費】

社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

【モニタリング】

行政サービスの質を確保するため、指定管理者等の事業者から提出された業務報告書の確認や現地調査、ヒアリング等を実施することにより、事業者の業務が適切に履行されているかを日常的・継続的に監視すること。

【臨時財政対策債】

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債。地方交付税の算定上、その元利償還金の100%に相当する額が基準財政需要額に算入される。